

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	行政財産目的外使用許可	
根拠法令・条項	地方自治法第238条の4第7項	
所管課	道路部 連続立体推進課	
審査基準	地方自治法第238条の4第7項、堺市行政財産の目的外使用に関する条例、堺市財産規則第20条及び行政財産の使用許可に関する取扱要領により審査する。	
標準処理期間	標準処理期間	行政財産目的外使用許可申請を受付してから30日間
	標準処理期間を設定できない理由	